



2023協約改訂を全組合員で闘おう！ シリーズ⑮

新しい人事・賃金制度の見直しと、 54才原則出向を除き協約を締結せよ！

労働協約締結に関する申し入れ（申第6号） 団交

本部は本日、今労働協約における10回目となる「労働協約締結に関する申し入れ」（『申第6号』）に対する団体交渉を開催しました。本部は、「新しい人事・賃金制度の見直し」と「54才原則出向」については認めることはできないとして、これらの部分を除いた基本協約の締結を要求しました。

本部は、「新しい人事・賃金制度と54歳原則出向は認められない。この2つ以外で基本協約を締結する意思はある」と主張しました。会社は「この2つは基本協約に入っているので、これらを除いた基本協約は締結できない」と主張し、対立しました。

また、本部は「会社が基本協約締結を拒否したことを確認する」と主張しました。会社は「2つのことを認めないならば、労使関係部分の労働協約しか締結できない」と主張しました。

本部は、今団体交渉に向けて事前で開催した持ち回り執行委員会で確認した通り、昨年同様、労使関係部分の労働協約を締結すると通告し、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善の交渉を集約することとしました。

交渉期間中、各地本・分会などから多くの激励に感謝申し上げます。